

定 款

伊澤タオル株式会社

2021 年 5 月 26 日 制定

2021 年 8 月 20 日 改訂

2022 年 3 月 01 日 改訂

2023 年 9 月 15 日 改訂

2024 年 6 月 01 日 改訂

2024 年 7 月 11 日 改訂

2024 年 9 月 30 日 改訂

2025 年 5 月 07 日 改訂

2025 年 6 月 10 日 改訂

2026 年 5 月 27 日 改訂

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、伊澤タオル株式会社と称し、英文では IZAWA TOWEL CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① タオル製品、敷布製品、寝装製品、雑貨の製造、輸出入及び販売
- ② 有価証券の取得及び保有
- ③ 会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動のコンサルティング・支配・管理
- ④ 前各号に付帯関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は本店を東京都渋谷区に置く。

第 4 条 (公告の方法)

- 1. 当会社の公告は、電子公告により行う。
- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 5 条 (機関の設置)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、40,000,000 株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の 1 単元の株式数は 100 株とする。

第 8 条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 10 条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第 11 条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 12 条（基準日）

1. 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

第 14 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会にて定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 15 条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、当社に株主総会ごとに提出しなければならない。

第 17 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議 事 録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（員数）

1. 当社の取締役は、5 名以上とする。
2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 3 名以上とする。

第 20 条（選任方法）

1. 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任

する。また取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。
3. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 21 条（任期）

1. 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任する監査等委員でない取締役の任期の満了する時までとする。
3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を 1 名以上選定する。
2. 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役の中から役付取締役を選定することができる。

第 23 条（業務執行）

1. 当会社の業務は、取締役社長がこれを統轄し、業務執行取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。
2. 取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

第 24 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 25 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 26 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときには、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条（決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 28 条（決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 29 条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第 30 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 31 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員でない取締役と、監査等委員である取締役とを区別して定める。

第 32 条（取締役の責任免除等）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 33 条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、監査等委員会の委員長が、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときには、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第35条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する事ができる。

第6章 会計監査人

第36条（選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第37条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会締結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第39条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第40条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

第 41 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月末日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条（配当金の除斥期間）

1. 金銭による剰余金の配当が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
2. 金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。